

火器、車両等用蓄電池の修理実施区分及び修理不能判定基準等について（通達）

昭和 41 年 11 月 7 日
陸幕武第 533 号

改正 昭和 53 年 1 月 25 日陸幕武第 41 号 平成 10 年 3 月 26 日陸幕武化第 172 号
 平成 16 年 3 月 25 日陸幕武化第 202 号 平成 18 年 8 月 11 日陸幕武化第 419 号
 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号 平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号
 平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸 上 総 隊 司 令 官
各 方 面 総 監
各 部 隊 長 殿
各 機 関 の 長

陸上幕僚長の命により
総務課長

（例規 75）
火器、車両等用蓄電池の修理実施区分及び修理不能判定基準等について（通達）
標記について、下記により実施されたい。
なお、「車両用蓄電池の修理および不用決定報告に関する通達」（35. 4. 18 陸幕発武第 220 号。陸上自衛隊公報第 619 号掲載）は廃止する。

記

1 火器、車両等用蓄電池の修理実施区分は、次の区分により実施するものとする。

項目 実施部隊等名	端子、電槽等蓄電池 外部の修理	電槽内部の修理等
使用部隊等、ただし、後方支援体制変換部隊等にあつては整備部隊等	腐食、発錆している端子の研磨及び蓄電池外部の手入れ等軽易なものについて実施する。	1 補充電等の回復充電を実施する。
		2 極板、隔離板等の電槽内部の交換、修理は実施しない。

2 蓄電池の技術的修理不能判定要領

蓄電池の技術的修理不能判定は、別表に基づき外観検査、放電検査及び充電検査を実施し、当該蓄電池の損傷程度が1項目でも「修理不能の判定基準」を超えている場合には、当該蓄電池を修理不能と判定する。

別表

蓄電池の技術的修理不能判定基準

検査順序及び種別	検査要領	修理不能の判定基準			
1 外観検査	目視により次の項目について検査する。	1 電槽、ふた及び液口栓の破損、き裂のため電解液が流れ出したもの。			
	1 電槽	2 電槽、ふた及び液口栓の変形が著しいもの。			
	2 ふた	3 腐食、発錆等により端子の変形が著しいもの。			
	3 液口栓				
	4 端子				
2 放電検査	比重計と蓄電池試験器で次の項目について検査する。	当該蓄電池の状態	蓄電池試験器の状態		
	1 比重及び各セル(単電池)間の比重差	1 各セル(単電池)間の比重差が0.04未満のもの。	1 負荷電圧測定時の電圧指示目盛又は結果表示ランプ等が要充電又は不良若しくは要交換を示したもの。		
	2 無負荷電圧		2 負荷電圧測定時の電圧指示目盛又は結果表示ランプ等が良好、要注意等を示したが、充電検査が不合格なもの。		
	3 負荷電圧		3 負荷電圧測定時の電圧指示目盛又は結果表示ランプ等が良好、要注意等を示し、充電検査は合格したが、再度実施した負荷電圧測定時の電圧指示目盛又は結果表示ランプ等が、要充電又は不良若しくは要交換を示したも		

				の。	
			2—1	負荷電圧測定時の電圧指示目盛又は結果表示ランプ等が要充電又は不良もしくは要交換を示したものの。	
			各セル（単電池）間の比重差が0.04未満で最低比重が1.240以上のもの。		
			2—2	1 負荷電圧測定時の電圧指示目盛又は結果表示ランプ等に関わらず、次項の充電検査が不合格のもの。	
			で最低比重が1.240未満のもの。	2 負荷電圧測定時の電圧指示目盛又は結果表示ランプ等に関わらず、次項の充電検査合格後に再度実施した負荷電圧測定時の電圧指示目盛又は結果表示ランプ等が、要充電又は不良若しくは要交換を示したものの。	
3 充電検査	1 充電開始前の液面を蒸留水で規定の高さに調整する。	1 充電開始直後に電圧が15.0V以上になったものの。			
	2 充電は定格容量の約1/10の電流で実施するとともに、各セルから盛んにガスが発生し、端子電圧及び電解液の比重が上昇し、値が安定する	2 充電開始30分後の電圧が12.6V以下のもの。			

	まで行う。	
	3 電圧、電解液の比重及び温度の測定は、充電開始前、開始直後及び開始30分後、並びに1～2時間ごとに測定する。	3 充電中に電解液の温度が著しく上昇し、電圧及び電解液の比重がほとんど上がらないもの。
		4 充電終期電圧が15.0V未満又は充電終期の電解液比重が1.240（20℃換算）未満のもの。
		5 充電終期における各セル（単電池）の比重差が0.04以上のもの。

注：この基準は、電解液の比重が完全充電状態で 1.280 ± 0.010 （20℃）に調整してある蓄電池に適用する。